

第5類（図書館学外者継続利用に関する細則）

○図書館学外者継続利用に関する細則

制定 平成28年 4月 1日
改正 平成28年 9月 1日 平成31年 4月 1日
令和 4年6月 29日

第1条 この細則は、杏林学園の教職員、学生以外の者（以下「学外者」という。）が杏林大学附属図書館（以下「図書館」という。）を継続利用する場合に必要な事項を定める。なお、ここでいう図書館は医学分館及び井の頭分館（以下「分館」という。）を指す。井の頭分館八王子分室は学外者の利用対象外とする。

第2条 図書館を継続利用できる学外者は以下のとおりとする。

- (1) 杏林学園の元教員及び元職員
- (2) 杏林学園の卒業生
- (3) 杏林学園の施設における実習生、研修生
- (4) 杏林学園研究者との共同研究者
- (5) 近隣地域に在住在勤する18歳以上の市民
- (6) 高大連携等事業に係る高校生の科目受講に関する内規に基づき、学長が認めた者
- (7) その他分館長が特に許可した者

第3条 利用目的は個人の研究学習に限る。継続利用を希望する学外者が次の手続きを経た場合に、閲覧証を交付し年度単位の利用を認める。ただし、第2条第1項第3号、第4号、第6号の学外者であって、その利用を必要とする期間があらかじめ特定できる場合は、その期間とする。

- (1) 第2条第1項第1号、第2号の学外者
別に定める申請書に必要事項を記入して提出する。
- (2) 第2条第1項第3号、第4号の学外者
別に定める申請書に所属長が必要事項を記入して提出する。
- (3) 第2条第1項第5号、第7号の学外者
別に定める申請書に必要事項を記入し、身分を証明する資料の写し、年度登録料500円を添えて提出する。なお、提出書類と年度登録料は、いかなる理由があっても返還しないものとする。
- (4) 第2条第1項第6号の学外者
別に定める高大連携等事業に係る高校生の科目受講に関する内規による。

2 初回登録時、再発行時はカード代実費を徴収する。なお、各々の分館長の判断により上記の年度登録料、カード代実費を免除することがある。

第4条 学外者は図書館利用規程、その他杏林学園の規程・規則を遵守するとともに、分館長の指示に従わなければならない。

第5類（図書館学外者継続利用に関する細則）

2 前項に違反した者に対しては、図書館の利用を停止し、または禁止することがある。

第5条 学外者の図書館の利用範囲は、図書館利用規程の範囲のうち相互貸借サービスを除いたものとする。ただし、第2条第1項第4号の学外者の利用範囲は、杏林学園の教職員と同等とする。

第6条 学外者が貸出を受けることができる図書資料の冊数（点数）及び期間は次のとおりとする。ただし、第2条第1項第3号の学外者は杏林学園の学生に準じ、第2条第1項第4号の学外者については杏林学園の教職員に準じるものとする。

分 館	種 類	冊 数	期 間	貸出期間更新可能回数
医学	単行書	3冊以内	14日以内	1回
井の頭	単行書	5冊以内	14日以内	更新不可

2 第1項の貸出期間を超過した場合は、杏林大学図書館図書資料延滞に関する内規を適用する。

第7条 この細則の改廃は、医学分館運営委員会及び井の頭分館運営委員会の議を経るものとする。

附 則

1 この細則は、平成28年 4月 1日から施行する。

2 医学分館学外者継続利用に関する細則（平成 8年 9月20日制定）、保健学分館学外者継続利用に関する細則（平成 8年 9月20日制定）及び人文・社会科学分館学外者継続利用に関する細則（平成16年 2月23日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成28年 9月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4年 4月 1日から施行する。